	）のうち火力発電相当（注１）（百万kWh）		
３．全電源平均可変費単価及び全電源平均固定費単価に係る諸元			
	(1)変動範囲関連総可変費（注５）（千円）		
	(2)特定変動範囲関連可変費（注６）（千円）		
	(3)送電・高圧配電非関連需要に係る発受電量（注７）（百万kWh）		
	(4)変動範囲関連総固定費（注８）（千円）		
４．全電源平均可変費単価（電源構成変分認可分）に係る諸元			
	(1)特別変動範囲関連可変費（注９）（千円）		
	(2)送電・高圧配電非関連需要に係る発受電量（残存期間）（注７）（百万kWh）		
５．発電の比率			
	(1)太陽光発電の比率（注１０）（%）		
	(2)風力発電の比率（注１１）（%）		
	(3)水力発電の比率（注１２）（%）		

（注１）廃止前の一般電気事業供給約款料金算定規則(以下「旧一般電気事業供給約款料金算定規則」という。)様式第６の２のうち火力発電相当（沖縄電力株式会社にあっては旧一般電気事業供給約款料金算定規則様式第６の３のうち火力発電相当。）。原価算定期間複数年の場合には、年間平均の数値を記載すること。
（注２）廃止前の一般電気事業託送供給約款料金算定規則(以下「旧一般電気事業託送供給約款料金算定規則」という。)様式第７（沖縄電力株式会社にあっては旧一般電気事業託送供給約款料金算定規則様式第７の２）及び第８。原価算定期間複数年の場合には、年間平均の数値を記載すること。
（注３）旧一般電気事業託送供給約款料金算定規則様式第１３。原価算定期間複数年の場合には、年間平均の数値を記載すること。
（注４）旧一般電気事業託送供給約款料金算定規則様式第１５のうち火力発電相当。原価算定期間複数年の場合には、年間平均の数値を記載すること。
（注５）旧一般電気事業託送供給約款料金算定規則様式第８。原価算定期間複数年の場合には、年間平均の数値を記載すること。
（注６）旧一般電気事業託送供給約款料金算定規則様式第１３。原価算定期間複数年の場合には、年間平均の数値を記載すること。
（注７）旧一般電気事業供給約款料金算定規則様式第６の２（沖縄電力株式会社にあっては旧一般電気事業供給約款料金算定規則様式第６の３。）。原価算定期間複数年の場合には、年間平均の数値を記載すること。
（注８）旧一般電気事業託送供給約款料金算定規則様式第８。原価算定期間複数年の場合には、年間平均の数値を記載すること。
（注９）旧一般電気事業託送供給約款料金算定規則第１５のうち火力発電相当。原価算定期間複数年の場合には、年間平均の数値を記載すること。
（注１０）供給計画（もしくはそれに準じるもの）に織込まれた固定価格買取制度対象電源における以下の比率。「太陽光発電の比率」＝「太陽光発電供給力」÷「太陽光発電容量」×１００
（注１１）供給計画（もしくはそれに準じるもの）に織込まれた固定価格買取制度対象電源における以下の比率。「風力発電の比率」＝「風力発電出力」÷「風力発電容量」×１００
（注１２）供給計画（もしくはそれに準じるもの）に織込まれた固定価格買取制度対象電源における以下の比率。「水力発電の比率」＝「水力発電供給力」÷「水力発電容量」×１００

備考
・用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格Ａ４とすること。
・氏名を記載し押印することに代えて署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署すること。

様式第18

納付金単価算定根拠資料届出書

平成　　年　　月　　日

経済産業大臣　殿

（ふりがな）
届出者　住　所　（〒　　）

（ふりがな）
氏　名　　印

（法人にあっては名称及び代表者の役職・氏名）

事業者番号

（電力広域的運営推進機関から発行された事業者コード(頭４桁)を記入すること）

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成２８年経済産業省令第　　号）（以下「改正省令」という。）附則第３条の規定によりなおその効力を有するとされる改正省令による改正前の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則第１９条第２項の規定により、次のとおり納付金単価算定根拠資料を届け出ます。

事業者種別 □

下記種別から選択し、記号を記入すること。
１：小売電気事業者、２：一般送配電事業者、３：登録特定送配電事業者

届　出　内　容		備考
１．特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気の総量（kWh）（注１）		
２．特定契約に基づき調達した再生可能エネルギーの設備の区分等ごとの再生可能エネルギー電気の量（kWh）（注２）		
①太陽光発電設備であって、その出力が十キロワット未満のもの（②を除く）		
②太陽光発電設備であって、その出力が十キロワット未満のもの（自家発電設備等を併設するものに限る。）		
③太陽光発電設備であって、その出力が十キロワット以上のもの		